

のです。

この指摘によれば、江戸後期になるにつれ、裁きも法令判例に従ったものとなり、庶民らの願いが「名裁判」を行う大岡政談を生成したのだという。しかし、一足飛びに名裁判ばなしが生まれたわけではなく、転化されていく過程において、今回取り上げた『日本桃陰比事』の存在意義が大きいと言える。つまり、井原西鶴が生み出した『本朝桜陰比事』という裁判物作品を、後続作である『日本桃陰比事』が「裁判要素」の部分を摂取し、裁判の色付けを濃くしたのである。「訴状の応酬」という型を使って、「裁きの面白さ」を凝縮した新たな裁判話として昇華させたことで、後世に「大岡名裁き」として生成されていったといえよう。

まとめ

本稿では『本朝桜陰比事』を軸に、後続作品である『日本桃陰比事』との比較を通して、その影響関係を探った。さらに『日本桃陰比事』という作品が、「大岡説話」生成に至る過程において、意義のある作品であることを指摘した。その他の実録類や写本「大岡政談」類に描かれる話を検討しなくてはならないが、今後の課題としたい。

*『本朝桜陰比事』『日本桃陰比事』の本文は以下のものを使用した。

『本朝桜陰比事 対訳西鶴全集十一』（明治書院）

杉本好伸・劉穎「資料翻刻」宝永六年刊〈日本桃陰比事〉、『安田文芸論叢』（安田女子大学日本文学科 二〇〇一年三月）

1 小酒井不木『犯罪文学研究』（国書刊行会 一九九一年一月）

- 2 野間光辰「本朝桜陰比事考証」『西鶴新新攷』（岩波書店）一九八一年 滝田貞治「本朝桜陰比事」説話系統の研究』『西鶴襍藁』（白帝社）一九四〇年 暉峻康隆「近世の推理小説」『現代語西鶴全集8』付録（小学館）一九七六年
- 3 羽生紀子「聖人公事之捌」から『落し手有拾ひ手有』へ—『本朝桜陰比事』の価値基準—『日本語日本文学論叢』第13号 二〇一八年二月 注1に同じ。
- 4 宗政五十緒「松尾山の仏法僧と中山三柳」『あけぼの』一九七一年
- 5 モデル中山三柳については羽生紀子「西鶴と出版メディアの研究」『第一節 中山三柳の生涯』（和泉書院 二〇〇〇年）に詳しい。
- 6 小酒井不木も「板倉伊賀守の裁判談の焼き直しである」と指摘する。『犯罪文学研究』（国書刊行会）一九九一年一月
- 7 野間光辰「本朝桜陰比事考証」『西鶴新新攷』（岩波書店）一九八一年
- 8 杉本好伸「西鶴を楽しむ6 日本推理小説の源流「本朝桜陰比事」下」（清文堂）二〇〇九年六月
- 9 野間光辰「近世小説覚え書き」『近世作家伝攷』（中央公論社）一九八五年 拙稿「裁判小説『本朝藤陰比事』について」『愛知論叢』第63号（愛知大学大学院）一九九七年九月
- 10 滝田貞治「本朝桜陰比事」説話系統の研究』『西鶴襍藁』（白帝社）一九四〇年
- 11 栗林章「日本桃陰比事考」『大阪商業大学論集』15 一九六一年 注10に同じ。
- 12 杉本好伸「西鶴を楽しむ6 日本推理小説の源流「本朝桜陰比事」上」（清文堂）二〇〇九年六月
- 13 注10に同じ。
- 14 注11に同じ。
- 15 松浦静山「甲子夜話2」巻六十四（平凡社・東洋文庫306）
- 16 徳田武「本朝桜陰比事（おうふう）解説 一九九六年
- 17 辻達也編『大岡政談2』（平凡社・東洋文庫439）
- 18 渡辺尚志「武士に「もの言う」百姓たち—裁判でよむ江戸時代」（草思社）二〇一二年
- 19 挿絵は【図一】は『近世文学資料類従』（勉誠社）一九七四年
- 【図二】は架蔵本『日本桃陰比事』【図三】は架蔵本『本朝藤陰比事』を使用した。

陰比事』では坊主の「隠語」を解き明かすという趣向に置き換えられ、感心するとともに、どこかでクスリと笑ってしまふ「おかしみ」、つまり笑話性も踏襲していることも分かる。杉本好伸が指摘したように京都の市井における日常を描く趣向も同じである。

先に取り上げた『桜陰比事』巻四の九と『桃陰比事』とを比較した際、敵討ちを切り捨て、裁判という枠組みに重点をおいたと指摘した。では、こちらの話はどのように考えられるだろうか。『桜陰比事』の話のポイントは、名前のない「訴状の応酬」である。張つたり差し戻したり、訴状をめぐる描写が多い。魚屋への支払いの滞つている僧侶たちを単に皮肉るのではなく、頓知の効いた訴状の応酬を描くことがこの話の面白さだとすれば、この訴状の応酬は『桃陰比事』の形式にはふさわしいものであり、まさにうってつけの一話ともいえる。いわば、西鶴の叙述方法を切り捨て、裁判の枠組みに整え直すことでより訴状の応酬の面白さが際立つこととなったのである。

直接の典拠関係は分からないが、『甲子夜話』巻六十四に次のような話が記載されている。

寛延中、大岡越州、町奉行の時、下谷の肴町より、其あたりの寺院八ヶ所の肴代金、とり集めて百両計払なしとて、其寺は若干く〜と詳に書記し訴へ出。越州書付を請取、肴売るはかへし、扱其八寺を差紙にて明日とくに呼出し、夕方まで待せ置く。寺僧ども大に退屈して、かはるく〜厠にゆくに壁に張紙あり。其寺肴代金、滞若干と書たてあるを見て、いづれも驚きたれども為ん方もなし。や、後に用人出、越前守とくに退出候ところ、不快によつて出坐致しがたし。まづ今日は引取られ候へと伝ふ。僧衆帰て、肴売に悉滞金を与ふ。其後何の沙汰もなし。又紀邸に新代金滞千二百両余有しを、薪屋に帳面出させて、いかゞ計ひ候はんやといふ。紀の役人、有無の挨拶に及ばず。其時越州薪屋に向ひ、こ

れは其方損失に可致とて、帳面に墨引をして渡す。紀の役人かへりて其よしを云ふにより、捨置がたしとて滞金残らず薪屋に渡りしとなん。何れもおもしろき事ども也。

これは大岡越前守の一つの逸話として記述されたもので、前述の二話の類話としても先学の指摘がある。¹⁷辻達也はこの話について、

『本朝藤陰比事』は生臭坊主の隠語に主眼があるかとも読みうるが、『甲子夜話』の逸話は大岡忠相の頓才に焦点がすえてあるようである。しかし訴訟を受けながらこれを表沙汰にせず、解決をはかっているところは双方同様である。¹⁸

と指摘する。話の骨子は『本朝桜陰比事』『日本桃陰比事』に描かれる代金未納の僧侶を追い詰める点に通ずる。『甲子夜話』が書かれた江戸後期頃では大きく裁判の様相も変化しており、「裁き」の描き方も変化していく。面白さや謎解きより、辻の指摘するような裁判官の聡明さ、恩情等に傾倒し始める。先の話も同様である。渡辺尚志は大岡政談の創作について以下のように述べている。¹⁹

大岡政談は確かに創作ですが、確かに江戸時代の裁判のもつ一面を表しています。江戸時代の裁判は、個々の紛争・事件の判決が、相互に矛盾することなく、全体として整合性をもつかどうかには、あまり配慮が払われていなかったのです。普遍性よりも個別性が重視されていたといえます。この点は、民事裁判においてより顕著でした。しかし「大岡政談」がもてはやされた背景には、江戸時代も後期になると、裁判（とりわけ刑事裁判）が、法令と判例に依拠してなされる傾向が強まったことがありました。しだいに裁判制度が整備されていったのです。それは一面よいことでしょう。担当役人の恣意的な審理に歯止めがかけられるからです。その反面法を超えた名判決が生まれにくくなりました。そこで道理にかなった名判決を望む民衆の気分が「大岡政談」を生み出した

三 巻二の六「鯛鮓すゞき釣目安」の中の笑話性

はじめに、『桜陰比事』「鯛鮓すゞき釣目安」の全文を掲げる。

むかし、都の町を、晴は桜鯛、秋は紅葉鮓とて魚売の利発者、に
しきの棚に住けるが、近年の売掛かさなり、身体つゞかざる事
を迷惑して、釣目安を調べて銀高ばかり書付、相手の名もなく、
「三十八所」として、御番所の御門張付置しに、

役人衆是をとつて、御前へ此段申上れば、「表書之通、相違なき
におゐては、相済し申さるべし」と、御裏判出され、又門柱に張
付おかれしに、則其夜に取てかへり、それより十日計過てから、「御
威光をもつて、売掛残らず請取、ありがたく存じたてまつり候」と、
添書して、御判を返進申あげける。

諸役人、是を不思議にぞんじられ、御機嫌の自分たづね申上れば、
「此目安は、寺々への売掛なり。今時の世間寺、皆腥さ坊主」と、
御笑ひあそばされると也

この話は要するに謎解きの趣向をもつ内容である。「三十八所」が
何を表しているのかを「謎」にして奉行所の門に張り紙をし、支払い
滞納の寺の僧侶を心理的に追い詰めるという内容である。この話につ
いて杉本好伸は「実になにげない小話でありながらも、京都の町の風
景をふまえた具体的なイメージを喚起させる内容になっている」と述
べる。¹³つまりバックボーンには京都所司代板倉重宗の裁判話というこ
とを暗示的に描いた話でもあるというのである。

この話はやはり『日本桃陰比事』巻六「買人の知れぬ魚屋が注文」
(改題本では「注文格別の精進肴」となる。)に取り込まれている。滝
田貞治は「世間寺生臭さ坊主より肴代の売掛取り上げ法、「鯛鮓すゞ
き釣目安」に依りし事分明也」と述べており、影響は見て取れる。¹⁴次
に本文を掲げる。

乍恐言上仕候。私儀は魚の店鯛屋鰭右衛門と申者にて御座候。数
年寺町へ出入仕り商ひいたし候得共、代金とゞこほりなく払ひ申
され候所に、去る極月より不勝手のよしにて、一銭も算用いたさ
れず、難儀仕候。すなはち別紙に書付を以て申上候通、天蓋の代
五十九匁八分、花慢の代四十七匁三分、手巾の代八十六匁九分、
独鈷代九十三匁六分、合て銀三百目、わづかなる儀に御座候得共、
私細元手にて何共致しがたく候間、右の住持方へ相済申され候や
うに被仰付被下候はゞ、難有可奉存候、以上

月 日

魚店鯛屋

鰭右衛門判

地頭御取ありて仰せ出されしは、寺町の住持とばかり書て、何と
申す寺とも知れず、其上其方肴屋にて、衣屋同前に仏具を取あつ
かふ儀も心得がたしとある時、鰭右衛門申上けるは、天蓋と申す
は鮓のから詞にて御座候、花慢は鯛、手巾は鰻、独鈷は鯉節の異
名にて、寺がたへ出入申候時ならひ候と申す。さて又しかと寺号
を書付申さぬ儀も、遠慮に奉存候故にて御座候と申せば、地頭暫
くありて、かさねて罷出べしとて御前をまかり出けるが、寺町へ
御訴訟仕るによつて、申触候者也、住持の御坊衆中、地頭判とあ
るにおどろき、買とりたる衆より、早速算用致されけるとかや。

この一話について栗林章は「鯛屋鰭右衛門とあつて、天蓋、花慢、
手巾、独鈷と魚の異名を使って銀高を示し願ひ出ている。(略)隠語
を使う事によって暗示すると云う新しい趣向が見られる」と評価す
る。¹⁵新しい趣向に加え、魚屋の氏名が「鯛屋」「鰭右衛門」と付けら
れていることから、笑話性を意識して創作していると思われる。これ
は『桜陰比事』の「魚↓釣」という洒落部分の踏襲とも考えられる。
さらに、張り紙に「三十八所」としか書かない「謎」かけ部分は、『桃

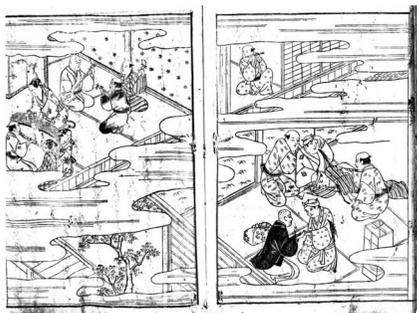
という書き出しの形式に則っている。栗林章は以前より『桜陰比事』との影響関係を指摘しており、「説話としては桃陰比事の方が描写もこまやかである。」と評価する¹¹。滝田貞治は『桜陰比事』巻四の九と「二者は全く同事也」と述べる¹²。

ここで二作品を検討する。まず、地頭(裁判官)の御触から書き出されていることに読者は意表をつかれ、一瞬訴状かと見間違えるような工夫が凝らされている。続いて「外科医若田道角の申し出」という形でこれまでの状況説明が描かれる。この部分は『桜陰比事』で見山が拉致された後、御前に呼び出されたことと同様である。

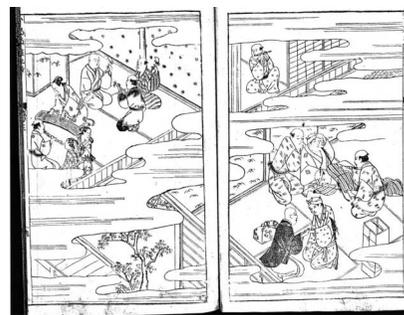
後半部分で地頭が外科医道角との尋問から盗賊宅を特定していくところが描かれるが、傍線部分は、地頭に急かされながら、外科医が必死で思い出す様子が描写される。これも『桜陰比事』の踏襲である。ただ、『桜陰比事』では外科医見山の優れた記憶力が解決の糸口となっているのに対し、『桃陰比事』では外科医の粗忽さ、鈍さを描くことに重点を置いている点が異なっている。最も「音」を手がかりとして解決に導く展開は両者共通し、「平家琵琶」だった部分を「石橋の獅子笛」に変えているあたりは創作の巧みさが見える。

しかしここで改めて検討すべきことは、『桃陰比事』が井原西鶴の『桜陰比事』から何を踏襲しているかという点である。先に述べたとおり、『桜陰比事』は敵討ちの一部として裁判が展開されている。しかし『桃陰比事』にはその枠組みはバツサリ切り捨てられている。則ち裁判部分のみを踏襲し、あらたに構築し直しているのである。

【図一】の『桜陰比事』の挿絵を改めて確認すると、描かれている絵は敵討ち(斬り合い)場面なのであり、事件の主眼とすべき愛宕山や医者はどこにも描かれない。一方で【図二】『桃陰比事』【図三】改題本『藤陰比事』の挿絵には外科医道角と思われる人物が疵を治療している場面、負傷者、楽器を演奏する人々の様子が図が描かれ、こ



【図2】架蔵本『日本桃陰比事』巻四挿絵



【図3】架蔵本『本朝藤陰比事』巻四挿絵

の裁判話のカギとなる人物が具体的に描かれる。このように後続作品では、『桜陰比事』の中の板倉殿の逸話として伝えられている部分のみを撰取していることの現れといえるのではないか。

先にも述べたように、『本朝桜陰比事』は様々な趣向を盛り込んだ巧みな創作が施されており、作品としての秀逸さは後続作とは比較にならない。しかし、事件と解決部分を凝縮し、光を当てて、人々の悲喜こももを裁判形式を通して描き出したのが後続作『日本桃陰比事』『本朝藤陰比事』なのだろう。言うならば、『本朝桜陰比事』から裁判という枠組みをすくいあげたのである。こうした過程を経て、後世の「大岡裁き」へと生成されていくのである。

実は「大岡裁き」に繋がる話が『桜陰比事』の中にもう一話ある。先程の表にもあげた巻二の六「鯛鮓すゞき釣目安」である。これもやはり『桃陰比事』と関係があると言われている。次にその概要を検討する。

れあるにおゐては、早々申来るべし。隱密に致し置、後日にあらはるゝにおいては、曲者に可申付者也。

地頭 御在判

乍恐、言上仕候。私儀は、磯木村に住宅仕候、若田道角と申、外科にて御座候。

一昨廿日の夜、無僕にて、庚申参詣仕り、下向の節、松井橋を渡り候所に、向ふより虚駕籠を昇来り候者、若田道角とさへたつね申さは、まぎれあるまじと、物かたりいたし通候故、まさしく私をはじめ尋ねまいる者と存し、道角は某事なり、いづかたよりの使と、うけ給り候へは、黒雲町沢田屋松右衛門方に、急病人これあるよしにて、むかひ駕籠つかはし申すの口上ゆへ、しかと近付とは覚へず候へ共、私失念を致したるか、又は、医家のならはしにて、承りおよびて参候ものも、あまた御座候へは、直にかの駕籠に打のり、罷越候所に、手負三人御座候ゆへ、外治内薬、余慶の望みにて、又駕籠にて送られ、私宅へ罷帰り、薬をつかはし候へは、程なく夜も明候て、つくく思案仕るに、闇の夜大雨ふり、駕籠にて拾四五町まいるほどの間とは存じ候へとも、方角東西のわかちも覚へず、そのうへ今日三日、何の沙汰も申きたらず。不審に存し、黒雲町沢田屋方、相尋ねさせ候所、黒雲町と申所も、沢田屋と申者も、当地には御座なく候よしにて、兎角方角しれ不申、始終こゝろもとなく奉存候処、御触のおもむき拝見仕候て、おどろき入、御断申上候、そ忽なる儀を仕り、後悔不念千万に奉存候故、一札さし上候、以上。

月 日

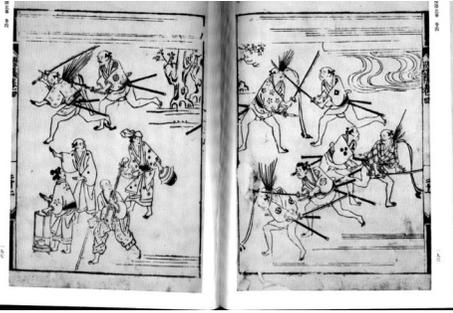
磯木村

若田道角 判

地頭、仰られしは、手負の療治は、此方より指図なくては致さぬ筈を、卒余に仕るのみならず、その病家も覚へさるとは、段々不届なり。右の手負の宿所、よく見と、けずしては、こゝろ覚へなる儀はなきか、と御たづねあるに、つり鐘の声ちかく聞へ候、と申す。寺町ちかき所には、いつかたも同前にちかう聞ゆれば、証拠には成かたし。其外には、琴、三味線、尺八の音仕りたる、と申す。それも、家／＼に慰みに仕るか、警女、座頭は常に指南仕る所、あまたあれば、それらを証跡に、所はしれがたし、と仰せあるに、道角、又おもひ出し、滝の音ぢかく聞え候、と申す。しからは、山よせの家たるべしと、すでに滝ちかき寺社、民家、御詮議に極る時、公事役の老躰まかり出、これもたしかに所はさ、れ申まし。大雨の夜なれば、築山の谷あひ、泉水などに落込音、時ならぬ滝に、相きこゆる事あるべし。其外に、しかといたしたる、手がりの儀をおもひ出さねば、其方の難儀なりとあるに、道角眉をひそめ、しばらくありて申上けるは、私むかし、ある国の守の側ちかく奉公仕り候所に、古主、能芸好申せしが、大事に仕るほどの音曲、うけ給り覚へ候。しかるに、此手負の合壁に、石橋の獅子の笛を、ひそかに吹すさむ音、相聞へ候、と申上る。

地頭、役人、これ穿義の種なり。しかれ共、一儀相済までは、道角は町内へ御預けにて、扱、此石橋の笛のゆるしを得たる者、吟味あるに、式人のうち壺人は、関東にくだり、今壺人の住宅せし、町内の名主、五人組をめしよせられ、町中に裏座敷か、隠居がまへの借家もちたる者の屋敷を、微細に詮義あるに、笛吹甚四郎が北隣のうら座敷に、月切にかかりたる者共、手負てしのひ居たりけるが、盗賊におし入ける高家方にて、見合されて、切るたてられし者共に、めしとられけるとなり。

一読して分かる通り、こちらの作品は実際の訴状の「恐れながら…」



【図1】『本朝桜陰比事』巻四挿絵
 (『本朝桜陰比事』西鶴編13 近世文学資料類従より)

見え隠れするところに面白さがあるといえよう。

しかし、この話を裁判小説として見た場合、妙なことが一点ある。それは西鶴の描く裁判の始まりは、敵討ちであるということである。杉本好伸は、この話は、多くの趣向が盛り込まれていると同時に、「詮議の不手際をのこしてしまっている」と指摘する。続けて「話の趣向のために、事件を裁くはずの人物が犠牲になっているということである。裁く側の人間に絶対的な能力を付与した勧善懲悪的な、あるいは〈善〉対〈悪〉的な趣向の内容として、話を構成してはいないということである」とも述べ、さらに「必ずしも明察な裁断者のすがたとしてばかり描かれているのではない」ところに『桜陰比事』の特徴を見出している。

【図1】の挿絵を見ても明らかのように、敵討ち場面が生々しく描かれている。後世に伝わったモデルのある名裁きのポイントは裁判官の機知・機転・推理力であるにもかかわらず、西鶴作品では無事敵討

を遂げたことで話が終わっているわけであり、挿絵からも敵討ちの印象の強い話として仕上がっており、ただの名裁きで終わらせていない点が西鶴の独自性でもあり、創意でもあろう。

では、一方で後続作はこの話をどのように転化しているのだろうか。次に『日本桃陰比事』の話をとりあげながら西鶴作品と比較してみたい。

二 『日本桃陰比事』巻之三の三「聞き覚へたる石橋の笛」について

『日本桃陰比事』は宝永六年三月京都玉水屋北尾八兵衛により刊行された浮世草子作品である。後に四話削除し、話を入れ替え改題されて新刊のごとく菊屋七郎兵衛、著屋勘兵衛が刊行し、広まったものが『本朝藤陰比事』である。このような経緯からも、比事物の流行が垣間見られるのである。

先行研究によれば、『本朝桜陰比事』との直接の関わりが指摘されているものは以下の通り二話である。¹⁰⁾

【本朝桜陰比事】	巻二の六 「鯛鮓すゞき釣目安」	巻四の九 「大事を聞き出す琵琶の音」
【日本桃陰比事】	巻六之三 「注文と各別の精進肴」	巻三之三 「聞き覚へたる石橋の笛」
【本朝藤陰比事】	巻六之三 「買人の知れぬ魚屋が注文」	巻三之三 「隠家を知る道角が耳」

『日本桃陰比事』巻之三の三「聞き覚へたる石橋の笛」となっている題名も改題本として刊行された『本朝藤陰比事』巻之三の三では「隠家を知る道角が耳」という題名となるが、本文、挿絵ともに同様である。従って便宜上文中では以下『桃陰』と表記する。少々長いが、本文全体の構造を概観しやすくするため本文を引用し、次に掲げる。(傍線は筆者による。以下同じ)

当廿七日よりこのかた、手負の療治仕りたる外科、本道の医者こ

すものである。³

確かに『桜陰比事』には名裁判も描かれるが、そのみにとどまらず、人間の生活に光を当てて描いたものや不可思議な謎、不思議な裁き、頓智等様々な話がちりばめられ、一筋縄では読み解けないところが魅力ともいえよう。しかし、西鶴以降、宝永期には『日本桃陰比事』や改題本『本朝藤陰比事』、『鎌倉比事』といった比事物が立て続けに出版され、「比事物」ブームが起る。題名を見ただけでも明らかであるが、『桜陰比事』は裁判物として、後続作品に影響を与えていることが分かる。では具体的にどのような影響が見られるのだろうか。さらに後続作品は何を摂取して新たな裁判物を生成したのだろうか。本稿では、『桜陰比事』の後続作品への影響関係を改めて確認し、裁判話の生成の一端を考察したい。

一、巻四の九「大事を聞き出す琵琶の音」について

まず、この話の梗概を述べる。柳田見山という外科医が二十日間ほど拉致され、何者かの金瘡の治療させられてそのまま返される。この話を御前に申し出ると、御前は見山に詳細に尋問することで、場所や人物に関する手がかりとなる情報を収集する。決め手は見山が琵琶の音を聞いたこと、月の二十三日に山で群衆の声が聞こえたことであった。御前はこの尋問から犯人の居場所を推理し、探し当てるといふ内容である。

小酒井不木もこの一話に関して、「手がかり」を基とした、推理によって犯人を探偵する方法として取り上げ、紹介しており、非常に有名な一話といえる。⁴ 先行研究では、モデルがあることも指摘されており、古くから変遷を繰り返し、京都所司代の板倉氏の逸話としても後世に伝えられている。⁵ 伴蒿蹊著『雨田耕筆』（享和元年刊）（『日本随筆大成』

〈第一期〉18より）には次のような記述がある。参考までに全文掲げる。

近古に京師に名ある医師を夜更で迎ふる者あり。かねて相識人の名をいひたれば、速に輿に乘しを、頓て物にて押つゝみ、数人囲ていづこともしらず勾引し行ぬ。さていと山深き所の大きな家の内に昇り、家あるじとおぼしき者の金瘡を療せしめ、薬をこひて後、あつく謝物をあたへ、また先のごとくかこみてかへしたり。いかさまにも賊の隠れたる所とおぼしく、ものも得たるからに黙してはあらはれず、官に訟たれば、時の京兆尹板倉侯、其所のさまを尋給へとも、東西をもわきまふる所なかりし旨、上の件をのべけるが、唯一めづらしとおぼえしは、仏法僧と鳴鳥有しとまうす。侯さては松尾成べし。松尾に此鳥をよめる古歌ありとて、速に吏をつかはして、彼山深くもとめさせ給ひしかば、はたして賊の首領居りしとなり。これは新六帖に、光俊、「松尾の峰静なる曙にあふぎみて聞は仏法僧啼」といふ歌なるべし。今は彼の山にて聞たるといふ人なし、絶たるにや。又下野那須の雲巖寺に、此鳥あり。及び慈悲心鳥もありと、播磨玉拙法師話せり。

ここでは板倉侯が、仏法僧が松尾山にいる鳥として古歌に詠まれていることを踏まえて場所を突き止めるという名裁きの例として伝えている。西鶴がこの逸話を基にしたか否かは不明であるが、山東京伝が『優曇華物語』の中にも利用しているのが認められていることから、様々な形で伝承された逸話であることは確かである。

野間光辰は『桜陰比事』と比べて、板倉侯の話の方が面白いとしながらも、「疵養生の主がお定まりの山賊ではなくて、世を忍ぶ敵持ちになつてゐるのは、時代相をよく反映している」とも述べている。⁷

この話は庶民の中でまことしやかに伝わっていた京都所司代の逸話を、それと分かるようなキーワード、例えば「松尾山」を板倉重宗と関係の深かった「愛宕山」に書き換えるといった西鶴の巧みな創意が

『本朝桜陰比事』考―後続作との関係を中心に―

松村美奈

(キーワード)

井原西鶴 比事物 日本桃陰比事 本朝藤陰比事 大岡裁き 小酒井不木

(要旨)

井原西鶴作『本朝桜陰比事』は裁判小説の嚆矢であり、後世の比事物の流行の先駆けとなった。また後続作に多大な影響を与えており、特に『日本桃陰比事』(宝永六年刊)の中には、関係の深い話が二話ある。これらを比較すると、『桃陰比事』が「裁判形式」部分を撰取し、裁判話の魅力を凝縮した創作を試みていることが分かる。『桃陰比事』は『桜陰比事』から「大岡名裁き」へと話が転化し生成される過程において、重要な位置づけとなる作品といえる。

はじめに

『本朝桜陰比事』(元禄二年正月刊)は、井原西鶴による裁判小説である。(以下『桜陰比事』と記載する。)この作品の魅力を「犯罪小説」の観点から世に知らしめたのは小酒井不木である。不木は江戸時代の比事物類を比較検討し、ミステリー作家ならではの視点から、その面白さを読者に伝えている¹⁾。中国の『棠陰比事』という作品の影響を受けて、西鶴独自の工夫を凝らして創作された浮世草子作品として古くから研究されており、野間光辰他多くの論考が備わる²⁾。

近年の研究で、羽生紀子は『桜陰比事』について次のように述べる。裁判物という形式が問題なのではなく、新しい時代に即した人間関係を描く方法を求めたのではないだろうか。(中略)新しい価値観を持つ人間による裁判物を書こうとした。(中略)西鶴はさまざまな先行作品を典拠にしているが、そのまま踏襲したものはない。それは典拠となる作品のあり方に満足していないことを示

(1)